

一般入学試験

- (1) 大学を卒業した方または卒業見込みの方。
- (2) 学校教育法施行規則第 70 条の規定により、「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」に該当する方（以下のアからオのいずれかに該当する方）。
 - ア. 短期大学または高等専門学校の専攻科修了見込者のうち、当該修了見込年度内に学位授与機構から学士の学位取得が見込まれる方。
 - イ. 外国において学校教育 16 年の課程を修了した方。
 - ウ. 文部科学大臣の指定した方。
 - エ. その他、本大学院において、大学を卒業された方と同等以上の学力があると認めた方。
 - オ. 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した方。

社会人入学試験

- (1) 大学を卒業した方、または大学卒業者と同等以上の学力があると認められた方で、下記の①と②のどちらかに該当する方。
 - ①出願時において社会福祉の現場またはその関連分野（医療・保健・教育など）に 2 年以上勤務している現職者。
 - ②上記の分野に 2 年以上の勤務経験をもつ社会人。

外国人留学生入学試験

外国籍を有し、留学の目的をもって入国した方、または入国しようとする方で、次の要件のいずれかを満たす方および本大学院がそれに相当すると認めた方。

- (1) 日本の大学を卒業した方または卒業見込みの方。
- (2) 外国において学校教育 16 年の課程を修了した方。

社会人AO入学試験

- (1) 大学を卒業した方、または大学卒業者と同等以上の学力があると認められた方で、下記の①と②のどちらかに該当し、かつ③の条件を満たす方。
 - ①出願時において社会福祉の現場またはその関連分野（医療・保健・教育など）に 2 年以上勤務している現職者。
 - ②上記の分野に 2 年以上の勤務経験をもつ社会人。
 - ③オリエンテーション面接及び事前面接を受けた方。

一般・社会人・外国人留学生入学試験

- (1) 修士の学位を有する方。
- (2) 前項と同等以上の外国の大学の学位を有する方。
- (3) 文部科学大臣の指定した方。
- (4) その他本大学院において、修士課程を有する方と同等以上の学力があると認めた方。
- (5) 社会人の場合は、前各項の一つに該当する方で、出願時において社会福祉の現場またはその関連職種に 2 年以上勤務している現職者または 2 年以上勤務経験者。（社会人入試出願要件）
- (6) 外国人留学生の場合は、外国籍を有し、留学の目的をもって入国した方または入国しようとする方で、上記(1)～(4)の各項の一つに該当する方。（外国人留学生入試出願要件）